

名古屋市農業委員会 令和5年第13回総会 議 事 録

1 開催日時 令和5年12月20日（水） 開始：午後2時00分、終了：午後2時54分

2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室

3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	15 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5 事務局職員出席者（課長級以上）

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第93号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第94号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第95号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第96号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第97号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第98号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに
関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

第99号議案 農用地利用集積計画の決定について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②令和5年度全国農業委員会会長代表者集会について

③農業委員会等に関する法律第38条における意見書について

(4) その他

(5) 閉会

令和5年第13回総会 委員出欠状況

出席農業委員（15名）

1番	小 畠 盛 夫 委員	2番	成 田 秋 義 委員
3番	山 口 幸 江 委員	4番	近 藤 正 俊 委員
5番	福 島 茂 俊 委員	6番	木 村 幸 廣 委員
7番	川 本 美 幸 委員	8番	箕 浦 基 伸 委員
9番	布 目 巳 佐 子 委員	10番	二 村 新 一 委員
11番	横 井 昭 男 委員		
13番	清 水 久 一 委員	14番	安 井 勝 春 委員
15番	安 井 秀 樹 委員	16番	横 井 庸 一 郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（11名）

17番	久 野 隆 博 委員	18番	山 口 儀 明 委員
19番	若 松 邦 義 委員	20番	石 田 正 彦 委員
		22番	伊 藤 正 幸 委員
23番	安 井 正 敏 委員	24番	横 井 慎 一 委員
25番	木 村 正 男 委員	26番	神 野 貞 雄 委員
27番	竹 川 孝 司 委員	28番	坂 野 嘉 紀 委員

令和5年第13回総会（令和5年12月20日）

開会（午後2時00分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中、またお寒い中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまより令和5年第13回総会を始めさせていただきます。</p> <p>会議に先立ちまして、議案資料の一部に誤りがございましたので、申し訳ありませんが訂正をさせていただきたいと思えます。</p> <p>議案資料の22ページ「農用地利用集積計画（案）」をご覧くださいいただけますでしょうか。</p> <p>計画における2の「利用権の設定を行う者の氏名及び住所」の氏名が間違って記載されておりました。</p> <p>また、処理報告の62ページ「転用届出に係る訂正願について」をご覧くださいいただけますでしょうか。</p> <p>右から二つ目の「願い出に係る届出及び訂正事項」の欄に、譲受人のうち1人の住所訂正とあるところで、訂正前の住所の部分ですが、町名が抜けておりました。そして、その下の訂正後の住所が重複して記載されております。正しくは1つとなります。</p> <p>以上、お詫びの上、訂正をさせていただきます。申し訳ございません。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしく願いいたします。</p>
議長（会長）	ただいまより、令和5年第13回総会を開会いたします。

本日は、師走の大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、本日の議案といたしまして、第 93 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 99 号議案「農用地利用集積計画の決定について」までの 7 議案の審議を行います。また、報告事項を 3 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。

限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 15 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 11 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、成田秋義委員及び福島茂俊委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 93 号議案、農地法第 3 条の規定による

所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 3-3 について、11 番、横井委員、お願いいたします。

横井（昭）
委員

受付番号 3-3 の農地につきまして、12 月 6 日に安井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-3 は、譲渡人が営農規模の縮小のため売却を希望され、一方譲受人が営農規模拡大のため本農地の取得を希望しています。

申請地である中川区富永三丁目の 1 筆は田で、稲刈り後の状態でした。また、譲受人世帯の所有地はすべて良好に管理されており、申請地についても、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。

以上につきまして、許可することについて、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 93 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 93 号議案の案件は、許可することといたします。

次に、第 94 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の

証明願について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-6 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。

近藤委員

受付番号 1-6 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、12 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-6 願い出の農地の、天白区池場三丁目の 1 筆には梅が、栽培されていました。

お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

以上、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-8 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。

箕浦委員

受付番号 2-8 の農地について、12 月 5 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

申請地の 2 筆は畑で、ミカン、柿などが作付けされており、申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-9 について、20 番、石田委員、お願いいたします。

石田委員	<p>受付番号 2-9 の農地について、12 月 4 日に木村委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地は 3 筆で、そのうち西区清里町の 1 筆は畑で、キウイ、ミカンが作付けされており、砂原町と比良四丁目の 2 筆は田で、水稻収穫済みでした。</p> <p>申請者の兄がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。</p> <p>何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 2-10 について、6 番、木村委員、お願いいたします。</p>
木村（幸）委員	<p>受付番号 2-10 の農地について、12 月 4 日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地は畑で、ネギ、大根などが作付けされており、申請者の母がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。</p> <p>何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p>
山口（幸）委員	<p>質問です。2-8 の守山区の農地の件ですが、申請者の故障のために、またその下に同じ名前の方が書いてあるんですけど、故障したのにまたこの方がやられるってことで、いいですか。</p>

議長（会長）	一番最初は疑問に思うことです。事務局さんお願いいたします。
農政係長	事務局です。ご本人様から願出が出ておりました、表記の仕方としましては、こういったかたちになります。
議長（会長）	よろしいでしょうか、山口さん。
成田委員	よくわからん、理由が。同じ人って、もうちょっと詳しく。例えば名前が違ふとかならわかるんですけど、同じ人が何で申請が出とるのかなって、よくわかりません。以上です。
農政係長	この方ご本人さんが、ご自身が主たる従事者ということで、本人さん申請で届出を出されております。
守山農政課長	ただ今の件ですけれども、いま事務局が申し上げたとおり、主たる従事者が体調を崩されまして、それでこれまでは主たる従事者として営農をされてたんですけども、体調を崩されたということで、ご本人から申し出がございまして、それで故障のためということで、証明願いが出ておるものでございます。よろしかったでしょうか。
議長（会長）	亡くなった場合は、別の方が申請するんですけど、この方は病気で、「もう私できません」っていうことで、願出を出されたので、よろしいでしょうか、お二人様。
成田委員	会長の説明で、よくわかりました。
議長（会長）	他にございせんか。他にないようです。それでは、第 94 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	<p>ご異議なしと認め、第 94 号議案の案件は証明することといたします。</p> <p>次に、第 95 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。</p> <p>それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-37 について、5 番、福島委員、お願いいたします。</p>
福島委員	<p>受付番号 1-37 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、12 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号 1-37、天白区鴻の巣一丁目の 1 筆には、ミカンやネギなどが栽培され、畑として良好に管理されており、願出者が自ら、引き続き農業経営されていることを確認しました。</p> <p>以上、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 1-38 について、2 番、成田委員、お願いいたします。</p>
成田委員	<p>受付番号 1-38 の農地について、小畷盛夫委員と事務局職員で、12 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地の、緑区鎌倉台二丁目の 2 筆では、ブドウが栽培されていました。</p> <p>また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。</p>

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 1-39 について、5 番、福島委員、お願いいたします。

福島委員

受付番号 1-39 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、12 月 4 日に現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-39、天白区梅が丘一丁目の 1 筆には、ミカンのほか、大根などが、同 1 筆には、ミカンのほかサトイモや大根などが、鴻の巣一丁目の 1 筆には、イチジクやミカンが、同 1 筆には、タマネギ、大根、ブロッコリーなどが栽培されいずれも畑として良好に管理されていました。

願出者が自ら、引き続き農業経営されていることを確認しております。

以上、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-22 から 2-24 について、19 番、若松委員、お願いいたします。

若松委員

受付番号 2-22 から 2-24 までの農地について、12 月 5 日に、箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-22 の申請地はいずれも畑で、ミカン、梅が作付けされていました。

受付番号 2-23 と 2-24 の申請地はいずれも田で、水稻収穫済みでした。

いずれの農地も、願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 2-25 について、7 番、川本委員、お願いいたします。

川本委員 受付番号 2-25 について、12 月 4 日に、松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

申請地は 6 筆で、守山区大字吉根字階子田の 4 筆は畑で、白菜、大根などが作付けされていました。

桔梗平三丁目の 1 筆は田で水稻収穫済み、吉根一丁目の 1 筆は畑で、ネギ、タマネギなどが作付けされていました。

願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 3-26 について、10 番、二村委員、お願いいたします。

二村委員 受付番号 3-26 の農地につきまして、12 月 5 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-26 の中川区戸田四丁目の 1 筆の田は、稲刈り後の状態でしたが、非常に良好に管理がされておりました。証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 3-27 について、11 番、横井委員、お願いいたします。

横井（昭）
委員

受付番号 3-27 の農地につきまして、12月6日に安井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-27 の中川区榎松町の 1 筆の田は稲刈り後の状態、江松西町の 1 筆の田は、稲刈り後の状態、江松西町の 1 筆の畑は、耕作準備中、江松西町の 3 筆の田は、稲刈り後の状態、江松四丁目の 2 筆の田は、稲刈り後の状態であり、良好に管理されていました。

以上、いずれの申請も証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-28 について、22 番、伊藤委員、お願いいたします。

伊藤委員

受付番号 3-28 の農地につきまして、12月4日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-28 の中川区富田町大字千音寺字十六割の 2 筆の農地は、区画整理のため作止め中でした。

以上、いずれの申請も証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-29 について、10 番、二村委員、お願いいたします。

二村委員

受付番号 3-29 の農地につきまして、12月5日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-29 の中川区野田三丁目の 1 筆の畑は、ネギ、ブ

ロッコリー、トウガラシが作付けされ、良好に管理されてい
ました。証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、
ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 4-22 について、
25 番、木村委員、お願ひいたします。

木村（正）委員 受付番号 4-22 の農地につきまして、熊澤委員さんと事務局
職員で、12 月 4 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-22 の西蟹田の 1 筆、東蟹田の 1 筆は田で、良好
に管理されていきました。東蟹田の 1 筆は畑で、キウイフルー
ツ、ミカン、ジャガイモなどが作付けされ、良好に管理されて
いきました。

事務局において、申請時に、申出人が引き続き農業経営をし
ていることを確認してあります。

以上、調査の結果、証明するに問題ないと思いますので、よ
ろしくご審議をお願ひします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 4-23 及び 4-24 に
ついて、13 番、清水委員、お願ひいたします。

清水委員 受付番号 4-23、4-24 の農地につきまして、坂野推進委員さ
んと事務局職員で、12 月 4 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-23 の藤高五丁目始め 5 筆は田で、良好に管理さ
れていきました。

次に、受付番号 4-24 の七島二丁目の 1 筆は田で、良好に管
理されていきました。

いずれの申請も、事務局において申請時に申出人が引き続き農業経営をしていることを確認しております。

以上、調査の結果、証明するに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 95 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 95 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 96 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 2-2 について、7 番、川本委員、お願いいたします。

川本委員 受付番号 2-2 について、12 月 4 日に松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

申請地は 3 筆で、守山区桔梗平三丁目の 1 筆は田で水稻収穫済み、吉根一丁目の 2 筆は畑で、大根、白菜などが作付けされており、良好に管理されていきました。

この農地の被相続人が亡くなられ、相続人である子が、引き続き農業経営を行うとのことでした。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 96 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 96 号議案の案件は証明いたします。

次に、第 97 号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-3 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員 受付番号 4-3 につきまして、12 月 4 日に、坂野推進委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。

照会のあった農地、港区藤高四丁目始め 6 筆は田で、良好に管理されておりました。

また、この農地は、相続人が相続して以来、所有者自らにより、農地として管理されてきたことを確認しました。

以上、調査の結果、確認するに問題ないと思われまますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 97 号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 97 号議案の案件は承認いたします。

次に、第 98 号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 11 条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認について審議を行います。

この議案の概要及び審議のポイントについて簡単に説明いたします。

まず、都市農地貸借法における「都市農地」は生産緑地を指します。

そして、今回の案件である「特定都市農地貸付け」とは、生産緑地所有者から第 3 者である企業等が生産緑地を借りて、その第 3 者が、区画貸しの市民農園を開設するというものです。

お手元の配付資料①「特定都市農地貸付け」をご覧ください。

特定都市農地貸付けにおいてはまず、Step1 のとおり名古屋市、生産緑地所有者、開設者の三者で貸付協定を締結します。

次に Step2 のとおり、開設者が農業委員会あてに特定都市農地貸付けの承認申請をし、農業委員会にて審議を行い、承認を行います。

承認後、Step3 のとおり貸付規程に基づき開設者は利用者へ区画貸しを行います。

審議のポイントとしましては、通常の特定期農地貸付けと同様となります。配付資料②をご覧ください。

この中で、農業委員会が審査する事項は、当該市民農園の貸付規程が、表の左側の要件に合致しているか否かで、その妥当性を判断することとなります。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。1 番、小嶋委員、お願いいたします。

小嶋委員

本件につきまして、成田秋義委員と事務局職員で、12 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。

本件は、農園開設者が、市民農園開設を希望され、所有者と名古屋市との間で合意に至ったため、申請がなされたものです。

対象農地は、所在が緑区大清水三丁目の 1 筆の一部で、筆全体の面積 1,857 平方メートルのうち、478 平方メートルを農園として利用します。現況地目は畑で、現在は作付準備中であり、良好に畑として管理されています。

配付資料②をご覧ください。

初めに、1 号の「位置及び規模」についてですが、申請地周

辺は住宅街で、市民農園開設により分断される農地もないことから、「適切な位置」であり、また、規模も、区画数は20区画を予定しており、他の市民農園と比較して、妥当なものと思われれます。

次に、2号の「募集及び選考の方法」ですが、貸付規程によりますと、チラシやWEBにより、一般公募で、先着順に受け付けると定められており、公平かつ適正なもの認められます。

次に、3号の「貸付期間その他の条件など」につきましては、貸付規程において、貸付期間を1年間とするなどの利用条件が定められており、どの利用者も同一条件であり、適正なもの認められます。

また、開設者は管理人を設置し、利用者への栽培指導などを行うこととしており、利用者による農地の適切な利用が確保できます。

最後に、4号ですが、申請地には、小作権など「所有権以外の権原に基づいて耕作するものがない」ことを確認しております。

なお、補足になりますが、今回の農園開設者は、東部・緑地区内でも既に5つの農園運営実績があり、備え付け農具や肥料の完備、週に2~3回来園する管理人による栽培指導など、充実した管理・運営ができるものと判断しております。

また、日常の管理につきましても、市民農園の見回りであるとか、除草やごみの除去などを行うことによって、適切な管理を行うものと考えております。

以上のことから、何ら問題は無いと思っておりますので、よろしく

ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長） ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

 特にないようです。それでは、第 98 号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 98 号議案の案件は承認することといたします。

 次に、第 99 号議案、農用地利用集積計画の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。

 審議のポイントとして、配付資料③から⑥をお配りしておりますので、ご覧ください。

 それでは、20 ページから 22 ページの農用地利用集積計画案の第 14 号から第 16 号について、23 番、安井委員、お願いいたします。

安井（正）委員 農用地利用集積計画案につきまして、12 月 6 日に事務局職員とで現地確認を行いましたので、結果をご報告いたします。

 始めに 14 号ですが、就農希望者が「名古屋市農地バンク制度」を利用し、農地を借り受け、野菜を作付けしたいと希望され、所有者との間で合意に至り、使用貸借権による 3 年間の利用権設定の申請がされたものです。

 申請地である中川区富永四丁目の 3 筆の畑は、現在耕作準備

中の状態でした。

申請者は、農業高校卒業後、ハーブ園の管理などを14年ほど経験したことがあります。申請地では、ブルーベリー、金柑、イチゴなどを栽培したいとのことであり、勤務している会社の従業員用託児所の子供達に農業体験をさせたいとのことでした。

これらの内容から、申請者は申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われまます。

続きまして15号ですが、就農希望者が「名古屋市農地バンク制度」を利用し、農地を借り受け、野菜を作付けしたいと希望され、所有者との間で合意に至り、使用貸借権による3年間の利用権設定の申請がされたものです。

申請地である中川区水里四丁目の1筆の畑は現在耕作準備中の状態でした。

申請者は、実家で農作業を10年ほど手伝った経験があり、現在は中川区富永四丁目の1筆の畑で利用権設定のうえ白菜、チンゲンサイなどを栽培中でした。申請地では、ナス、スイカ、ホウレンソウなどを栽培したいとのことであり、妻や友人とも協力して作業を行っていくとのことでした。

これらの内容から、申請者は申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われまます。

最後に16号ですが、就農希望者が「名古屋市農地バンク制度」を利用し、農地を借り受け、野菜を作付けしたいと希望され、所有者との間で合意に至り、使用貸借権による3年間の利用権設定の申請がされたものです。

申請地である中川区富永二丁目の 1 筆の畑は現在耕作準備中の状態でした。

申請者は、実家で 20 年間の農業経験があり、キャベツ、シソ、トマトなどを栽培していました。申請地では、勤務している会社の社員と協力してトマト、ナス、空心菜などを栽培したいとのことでした。

これらの内容から、申請者は申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われまます。

3 人の設定する利用権は、使用貸借権であり、配布資料に記載のとおり、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

以上のことから、この利用権設定により、農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、23 ページの農用地利用集積計画案の第 17 号について、25 番、木村委員、お願いいたします。

木村（正）
委員

令和 5 年度第 17 号の農地利利用集積計画につきまして、12 月 4 日に、熊澤委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、借受人が、農地の賃貸借権を設定したいと申し出されたものです。

申し出の農地の、港区西福田五丁目の 1 筆は畑で、面積は

202 平方メートルです。農地の現状は、耕作準備中となっています。

借受人は、所有者に対し、新規就農のため、申請地の借り受けの希望をされ、貸出人は高齢のため営農規模の縮小を希望され、双方の合意が得られたので、今回の申請にいたったものです。

借受人は、申し出の農地を効率的に利用する、意欲ある者と思われまます。

これまで、自宅の庭や屋上などを利用し、多肉植物の栽培・販売を行ってきましたが、規模拡大のため本申請に至ったものです。

利用権の設定がされたあとも、継続的な営農を行い、農用地の経営基盤強化につなげていくと見込まれます。

以上、調査の結果、問題はないと思われまますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

それではここで、第 99 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。19 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「旧法」という。）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集

積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、旧法第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 99 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 99 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和 5 年 11 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、件数を簡潔にご報告させていただきます。

まず、1 ページから 9 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 22 件

続いて、10 ページから 22 ページにかけて、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 38 件

続いて、23 ページから 51 ページにかけて、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 85 件

続いて、52 ページから 54 ページにかけて、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 8 件

続いて、55 ページから 58 ページにかけて、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 12 件

続いて、59 ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 1 件

続いて、60 ページですが、転用届出に係る取消願が 2 件

続いて、61 ページから 62 ページにかけて、転用届出に係る訂正願が 4 件

続いて、63 ページですが、農地の転用事実に関する照会が 1 件

続いて、64 ページですが、農地の公売・競売に関する買受適格証明が 5 件

それぞれ受理いたしております。ご報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

次に、報告（2）「令和5年度全国農業委員会 会長代表者集会」について、報告いたします。

11月30日に東京都文京区の文京シビックホールにおきまして、「令和5年度全国農業委員会 会長代表者集会」が開催されました。報告（2）と書かれている資料をご覧ください。

まず始めに、「令和6年度農業関係予算の確保等に関する要請決議」をいたしました。

次に申し合わせ決議として、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を推進するための申し合わせ及び、「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせの2点を決議しました。

それから資料にある通り、農業委員会の3つの県の会長さんから、活動事例報告がなされました。報告は以上です。

続きまして、報告（3）「農業委員会等に関する法律第38条における意見書について」を報告します。

先月の総会后、拡大運営委員会を開催し、意見書について検討を行いました。皆様にはすでに、今月初めに地区農政課を通じて、「意見書の意見の募集」をお願いしたところであります。

提出して頂いた方、ありがとうございました。

右肩に「報告3」とある資料が、提出された意見をまとめたものでございます。

提出された意見を踏まえ、この後開催される拡大運営委員会で意見書の内容について検討を行う予定でございます。

以上ですが、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

報告については、以上でございますが、その他、何かありますでしょうか。

坂野委員

事務的なことをちょっとお尋ねします。先日送られてきた資料の中に、手帳が入ってて、これはどうしたらいいのでしょうか。紫色の、これは自分で写真を貼って使えってことですか。こういう物の扱いがわからないってことがまず1点と、年末になるので、この農業委員の報酬の源泉徴収票とかそういうものの件についても教えてもらえるとありがたいです。

成田委員

身分証明書入れやいい。

議長（会長）

あまり深く考えたことがなかったですけど、両かたのご意見として、身分証明書をコピーして入れといたらいかがですか。その中に。写真はいいとして。あまりここを重要視して見ることはないので、落としたらどうしようってことで、コピーして入れといたらいかがですか。

それから源泉徴収票は、忘れたぐらいではないですけど、ちょっと遅くなります。でも税金には間に合いますので大丈夫だと思います。来ますから心配しないでください。

農政係長

例年ですけど、毎年1月の月末頃に源泉徴収票をお作りして、お渡ししております。

議長（会長）

その他、ありませんか。特にないようです。

それでは、以上をもちまして、令和5年第13回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後2時54分）